

「産廃処理産業の振興法案大綱」まとめる

さらなる循環型社会形成への貢献

全国産業廃棄物連合会 業の果たすべき役割を明記し

全国産業廃棄物連合会は2日、ホームページ上で「資源循環を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案（仮称）大綱」を公表した。同法案は、従来、法的に分かれていた普通産廃と特別管理産廃にかかわる処理の業を「産廃処理産業」として整理している。その上で、循環型社会形成の促進のために貢献し得る同産業について、果たすべき役割と責務を強調。社会的義務を果たす業界がさらに健全に発展することを、それら社会の実現に寄与することを示している。今回公表した大綱は、同法案の骨格を示すものとなる。

大綱は、同法案を提案する目的として、循環型社会を形成するため、年間約4億トンのぼろ産廃の資源循環の促進と低炭素社会実現への貢献を最大の目的として掲げている。それに向けた法案の概要については、「産業廃棄物処理産業の責務」「事業者及び国民の協力」「環境大臣による産業廃棄物処理産業振興基本方針の策定」「国及び地方公共団体の施策」——からなる主な項目を立て、特に「責務」では①循環資源の循環的な利用および処分②環境への負荷の低減③非常災害により生じた廃棄物の処理への協力④情報公開⑤人材の育成⑥技能実習への協力⑦技術開発の促進⑧労働安全衛生の向上⑨地域社会の健全な発展への貢献——の9項目を定める。

資源循環を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案（仮称）大綱の柱

1. 法案の目的及び校正
2. 法案の概要
 - 2-1. 産業廃棄物処理産業を営む事業者の責務
 - 2-2. 事業者の協力等
 - 2-3. 産業廃棄物処理産業振興基本方針
 - 2-4. 国及び地方公共団体の施策等
 - 2-5. 産業廃棄物処理事業者の団体
 - 2-6. その他

以上の目的を果たすべく社会的義務を誓念に履行する処理業に対して、例えば有害物質に関する

情報提供や、適正処理費の確保、再生品の利用、自治体などによる人材育成・海外展開・研究開発や再生品の利用促進など、必要な支援を求めるもの。

同法案大綱について連合会は、2014年8月から法制度対策委員会（委員長＝永井良一・連合会副会長）の下に「産業廃棄物処理業の業を含む振興策の検討に関するタスクフォース」（座長＝加藤三郎・環境文明21共同代表）を設置し、検討をすすめた。「処理業」を規定する産業廃棄物処理法はこれまで、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的としており、あくまで排出者による適正処理を補助する事業として、規制制・手続的な義務を課して処理業のあり方が示されるに留まり、業の果たすべき役割と責務が業界内外に共有されにくい状況があった。連合会は、「30周年時に検討を開始した同法案が、もし関係機関のご協力を頂き、順調に検討・成立できるならば、

以降の四半世紀、あるいは半世紀の産業処理産業のあり方にも影響を与えていく。